

平成28年1月9日

防 災 学 術 連 携 体
設立総会 議事次第

日時：平成28年1月9日 11時～12時

場所：日本学術会議 講堂

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

1. 開会の辞
2. 議長選出
3. 議長挨拶
4. 議事署名人の指名
5. 議事

第1号議案 設立趣旨について

第2号議案 規約および内規について

第3号議案 正会員、特任会員、防災連携委員（内規別表1, 2, 3）について

第4号議案 幹事、役員、事務局長（内規別表4, 5）について

第5号議案 平成27年度事業計画及び収支予算について

第6号議案 平成28年度事業計画及び収支予算について（検討）

その他

6. 今後の予定
7. 閉会の辞

防災学術連携体 事務局

公益社団法人土木学会 会員・企画課 防災学術連携体担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内

電話 03-3355-3441

事務局支部（準備会事務局）

東京都文京区向丘1-5-4 電話 03-5876-8461

URL: <http://janet-dr.com>

Mail: info@janet-dr.com

防災学術連携体の設立趣旨（案）

日本および世界の防災減災が喫緊の課題となっている。防災減災・災害復興の推進には、地震、津波、火山、活断層、地球観測、気象、地盤、耐震工学、耐風工学、機械制御工学、水工学、火災、防災計画、防災教育、救急医療、看護、環境衛生、都市計画、農山漁村計画、森林、海洋、地理、経済、情報、エネルギー、歴史、行政など、多くの研究分野が関係する。

一方、学問の世界は専門分化がすすみ、他の専門の活動に関心が薄れ、他分野を暗黙に信頼することが多くなり、重要な議論はそれぞれの分野内で行われがちである。加えて、全体を統合する力も弱くなっている。防災対策は、専門分野の枠をこえて、理工系だけでなく社会経済や医療も含めて総合的かつ持続的に取り組む必要がある。これらの研究は専門分野ごとに深めるだけでなく、異なる分野との情報共有や平常時の交流を活発化させる必要がある。さらに、研究成果が国や地域の防災・減災対策に反映されるように、行政組織との連携を取ることも求められている。

東日本大震災を契機に、日本学術会議の土木工学・建築学委員会が幹事役となり「東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会」を平成23年に設立し、30学会による学際連携を進めてきた。この取組みをさらに発展させ、自然災害への防災減災・災害復興を対象に、より広い分野の学会の参画を得ながら、研究成果を災害軽減に役立てるため、「防災学術連携体」を創設する。

防災学術連携体は、日本学術会議と連携して平常時から学会間の連携を深める。大災害等の緊急事態時には、日本学術会議と共に、学会間の緊急の連絡網として機能するべく備える。平常時から政府・自治体・関係機関との連携を図り、防災に役立てると共に、緊急事態時に円滑な協力関係が結べるように備える。大災害への備えと対応は長期にわたるため、継続性のある組織となることをめざす。学会間の交流をすすめ、より総合的な視点をもって防災減災に取り組むことができる若手研究者を育てる。さらに、海外の学術団体・関係機関と国際交流をすすめ、世界の防災に寄与することをめざす。

日本学術会議では、平成26年2月に「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を制定した。これに則り、平成27年7月に日本学術会議幹事会附置委員会として「防災減災・災害復興に関する学術連携委員会」が設置された。この委員会は「自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態時における連携の在り方について検討すること」を目的としている。防災学術連携体はこの委員会と密接に連携して活動する。

日本列島の地震活動が活発化し、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されると共に火山噴火が増加している。地球温暖化の影響などで気候が変動し、大型化する台風、記録的な豪雨や豪雪、早魃、竜巻など災害外力が高まっている。防災学術連携体は、高まる災害外力から国土と生命を護るために、学会をこえて議論し、学会間の連携を深め、防災減災・災害復興に関わる諸課題に取り組む決意である。

防災学術連携体規約（案）

第1条（名称）

本会は、防災学術連携体（Japan Academic Network for Disaster Reduction）と称する。

第2条（所在地）

本会の所在地を、東京都文京区におく。

第3条（目的）

日本および世界の自然災害に対する防災減災を進め、より良い災害復興をめざすために、日本学術会議と連携して、防災（防災減災・災害復興を含めて「防災」とよぶ）に関わる学会が集まり、平常時から相互理解と連携を図ると共に、緊急事態時に学会間の緊密な連絡がとれるよう備える。平常時から政府・自治体・関係機関等との連携を図り、防災に役立てると共に、緊急事態時に円滑な協力関係が結べるように備える。学術連携を図ることで、より総合的な視点をもった防災研究の発展をめざす。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 毎年シンポジウムを日本学術会議と連携して開催する。
- (2) 各学会の取組み等を紹介する防災関連の学術総合ポータルサイトを運営する。
- (3) 日本学術会議と連携して、学会間の連絡網を構築し、緊急事態において必要な活動を行う。
- (4) 政府・自治体・関係機関等との交流を促進する。
- (5) 学会間の交流をすすめ、より総合的な視点をもつ研究者を育てる。
- (6) 国際交流を進め、世界の防災に寄与する。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条（会員）

本会に、正会員、特任会員、賛助会員をおく。

- (1) 正会員は、防災減災・災害復興等の研究に関わる国内の学会であって、本会の事業を推進する者とする。
- (2) 特任会員は、日本学術会議の会員・連携会員の経験者であって、本会の事業を推進する者とする。
- (3) 賛助会員は、本会の事業を賛助する法人または個人とする。

第6条（入会手続き）

- (1) 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を幹事会（第13条）に提出して、幹事会の承認を得なければならない。
- (2) 正会員は、防災減災・災害復興等の研究に関わる国内の学会であって、日本学術会議が定める「日本学術会議協力学術研究団体」の要件を満たすものとする。
- (3) 特任会員の定員は、正会員数の3分の2を超えないものとする。幹事会は、特任会員希望

者のなかから、定員を超えない範囲で特任会員を選任する。

- (4) 特任会員の任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として（第17条）、当該期の最初の日から最後の日までとする。最長4期（8年）の範囲で、再任を妨げない。当該期の途中で特任会員になる者の任期は、当該期の最後の日までとする。

第7条（会費）

- (1) 正会員は、この会の事業活動に生じる費用にあてるため、毎年度5月末までに年会費を納めるものとする。その金額は内規に定める。
- (2) 特任会員は、会費を免除される。
- (3) 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。その金額は内規に定める。

第8条（退会について）

会員は退会届を幹事会に提出することにより、本会を退会することができる。

第9条（除名について）

会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあるときには、総会（第12条）において総会出席者の3分の2の同意を経て、除名することができる。

第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該法人が解散し又は当該個人が死亡したとき。
- (3) 総会において総会出席者の3分の2が同意したとき。

第11条（防災連携委員）

- (1) 正会員である学会は、本会の事業を担当する防災連携委員2名を選任する。ただし、主担当学会および副担当学会（第16条）は防災連携委員を3名選任できる。
- (2) 防災連携委員2名は、各学会を代表して本会の事業を推進する。
- (3) 防災連携会員の任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の日から最後の日までとする。最長4期（8年）の範囲で、再任を妨げない。防災連携委員が退任する場合は、学会は速やかに後任の防災連携委員を選任する。その者の任期は前任者の残任期間とする。

第12条（総会）

- (1) 総会は、すべての防災連携委員と特任会員によって構成される。
- (2) 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年1回開催する。定時総会は事業年度終了後3か月以内に開催する。
- (3) 総会は、総会構成員の過半数の出席により成立し、総会出席者の過半数をもって議決を行う。やむを得ない理由により欠席する者は、書面を持って表決を委任することにより出席したものとする。
- (4) 総会においては、①事業計画および収支予算 ②事業報告および収支決算 ③幹事および

- び監事の選任 ④規約の変更 ⑤その他総会で決議すべき事項の審議を行う。
- (5) 総会においては、総会出席者の3分の2の同意のもとで、①幹事および監事の解任、②会員の除名を議決できる。
 - (6) 総会は、代表幹事が召集する。
 - (7) 総会を構成する防災連携委員と特任会員のうちの10分の1以上の要請があった場合は、代表幹事は総会を召集できる。
 - (8) 総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

第13条（役員）

- (1) 本会に次の役員をおく。
幹事 10名以上 20名以内
監事 1名以上 2名以内
幹事および監事は、総会において、防災連携委員と特任会員のなかから選任する。
- (2) 幹事のなかから、代表幹事2名、副代表幹事2名を定める。
代表幹事および副代表幹事は、幹事の互選により、選任される。
- (3) 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。
副代表幹事は、代表幹事を補佐する。
- (4) 幹事は、規約および総会議決に基づいて会務を執行する。
- (5) 監事は、幹事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- (6) 役員任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の定時総会から最後の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。最長4期（8年）の範囲で、再任を妨げない。当該期の途中で役員になる者の任期は、当該期の最後の日までとする。
代表幹事もしくは副代表幹事が任期途中で退任する時には、幹事の互選により、後任を選任する。その者の任期は前任者の残任期間とする。
- (7) 役員は、総会において総会出席者の3分の2の同意により解任することができる。

第14条（顧問）

- (1) 本会に、顧問を若干名おくことができる。
- (2) 顧問は、幹事会の推薦により、代表幹事が任命する。
- (3) 顧問は、重要な事項について、代表幹事の諮問に応じ、総会および幹事会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 顧問の任期は、任命した代表幹事の任期までとする。

第15条（幹事会）

- (1) 幹事会は、すべての幹事をもって構成する。幹事会の議長は代表幹事がこれにあたる。
- (2) 幹事会には、この規約に規定する事項の他、次の事項を付議する。
 - ・総会で議決した事項の執行に関する事。
 - ・総会に付議すべき事項に関する事。
 - ・その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第16条（事務局および主担当学会、副担当学会）

- (1) 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
- (2) 本会の運営を担う学会を主担当学会とよび、本会の事務局を主担当学会におく。
- (3) 副担当学会は、後任として主担当学会になる予定の学会であり、現任の主担当学会を補佐する。
- (4) 主担当学会および副担当学会は、正会員において同意の得られた学会のなかから、幹事会において選任される。
- (5) 主担当学会および副担当学会の任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の定時総会から最後の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- (6) 事務局には、事務局長2名以下および職員を若干名おくことができる。
事務局長は幹事会により選任される。事務局長は幹事を兼任できる。
- (7) 事務局長の任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の定時総会から最後の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。事務局長が任期途中で退任する時には、幹事会は後任を選任する。その者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (8) 事務局を支援するために、事務局支部をおくことができる。

第17条（事業年度、期）

- (1) 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- (2) 2年の事業年度をまとめて、1期とする。

第18条（経費の支弁等）

本会の経費は、資産を持って代弁する。毎会計年度の決算に於いて剰余金が出た場合、翌年度に繰越すものとする。

第19条（規約の変更等）

本会の規約は、総会の決議によって変更することができる。

第20条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成28年1月9日とする。

第21条（規約施行日）

本会則は平成28年1月9日より施行する。

附則

この規約の施行に必要な内規は、幹事会により別に定める。

内規（案）

- 1) 防災学術連携体を2016年1月9日に設立し、所在地を東京都文京区向丘1-5-4とする。
- 2) 設立時の正会員は、別表1のとおりとする。
- 3) 設立時の特任会員は、第6条第3項の規定にかかわらず、別表2のとおりとし、その任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、設立の日から2018年3月31日までとする。
- 4) 設立時の防災連携委員は、第11条第1項の規定にかかわらず、別表3のとおりとし、その任期は第11条第3項の規定にかかわらず、設立の日から2018年3月31日までとする。
- 5) 設立時の役員、幹事および監事は、第13条第1項から第2項の規定にかかわらず、別表4のとおりとし、その任期は、第13条第6項にかかわらず、設立の日から2018年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 6) 設立時の主担当学会を、第16条第4項の規定にかかわらず、土木学会（東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内）とする。設立時の副担当学会を、第16条第4項の規定にかかわらず、日本建築学会（東京都港区芝5丁目26番20号）とする。その任期は、第16条第5項の規定にかかわらず、設立の日から2018年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 7) 設立時の事務局長は、第16条第6項の規定にかかわらず、別表5のとおりとし、その任期は、第16条第7項にかかわらず、設立の日から2018年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 8) 事務局を補佐するために事務局支部を、東京都文京区向丘1-5-4ワイヒルズ2階におく。事務局支部は、事務局の仕事のうち、会計、ホームページ作成および連絡事務を担う。
- 9) 正会員（学会）の会費は次の通りとする。

会員数	5,000人以上の学会	年会費	50,000円
会員数	1,000人以上5,000人未満の学会	年会費	30,000円
会員数	1,000人未満の学会	年会費	10,000円

学会の会員数とは、各学会の定款・規約等で定めた「会員」の総数をいう。
- 10) 賛助会員の年会費は、1口50,000円で、1口以上とする。
- 11) この内規の変更は、幹事会の過半数の同意を得なければならない。
- 12) この内規は2016年1月9日より施行する。

特定非営利活動法人	安全工学会
特定非営利活動法人	横断型基幹科学技術研究団体連合
	環境システム計測制御学会
公益社団法人	空気調和・衛生工学会
公益社団法人	計測自動制御学会
公益社団法人	こども環境学会
公益社団法人	砂防学会
公益社団法人	地盤工学会
	地域安全学会
一般社団法人	地理情報システム学会
公益社団法人	土木学会
一般社団法人	日本応用地質学会
	日本海洋学会
公益社団法人	日本火災学会
特定非営利活動法人	日本火山学会
一般社団法人	日本風工学会
	日本活断層学会
一般社団法人	日本機械学会
公益社団法人	日本気象学会
	日本救急医学会
一般社団法人	日本計画行政学会
一般社団法人	日本建築学会
一般社団法人	日本原子力学会
	日本古生物学会
公益社団法人	日本コンクリート工学会
	日本災害看護学会
	日本災害情報学会
	日本災害復興学会
	日本自然災害学会
一般社団法人	日本森林学会
公益社団法人	日本地震学会
公益社団法人	日本地震工学会
公益社団法人	日本地すべり学会
	日本自治体危機管理学会
一般社団法人	日本集団災害医学会
公益社団法人	日本造園学会

公益社団法人
一般社団法人

公益社団法人
公益社団法人
公益社団法人
一般社団法人
公益社団法人
一般社団法人

日本第四紀学会
日本地域経済学会
日本地球惑星科学連合
日本地質学会
日本地図学会
日本地理学会
日本都市計画学会
日本水環境学会
日本ロボット学会
農業農村工学会
廃棄物資源循環学会

別表2 設立時の特任会員

20名

日本学術会議会員、会長	大西 隆
日本学術会議会員、副会長	花本啓祐
日本学術会議会員	磯部雅彦
日本学術会議会員	小松利光
日本学術会議会員	小松久男
日本学術会議会員	吉野 博
日本学術会議会員	依田照彦
日本学術会議会員	和田 章
日本学術会議連携会員	浅見泰司
日本学術会議連携会員	池田駿介
日本学術会議連携会員	嘉門雅史
日本学術会議連携会員	小池俊雄
日本学術会議連携会員	仙田 満
日本学術会議連携会員	寶 馨
日本学術会議連携会員	田村和夫
日本学術会議連携委員	東畑郁生
日本学術会議連携会員	林 春男
日本学術会議連携会員	南 裕子
日本学術会議連携会員	目黒公郎
日本学術会議連携会員	米田雅子

別表3 設立時の防災連携委員

定員 96名

安全工学会	石丸 裕	首藤由紀
横断型基幹科学技術研究団体連合	出口光一郎	
環境システム計測制御学会	三島浩二	仲田雅司郎
空気調和・衛生工学会	奥宮正哉	赤司泰義
計測自動制御学会	本多 敏	井端一雅
こども環境学会	中山 豊	三輪律江
砂防学会	井良沢道也	白木克繁
地盤工学会	大林 淳	高橋章浩
地域安全学会	加藤孝明	立木茂雄
地理情報システム学会	矢野桂司	畑山満則
土木学会	廣瀬典昭	本田利器
	塚田幸広	
日本応用地質学会	阪元恵一郎	伊藤久敏
日本海洋学会	升本順夫	
日本火災学会	大谷英雄	鈴木正太郎
日本火山学会	吉本充宏	下司信夫
日本風工学会	前田潤滋	奥田泰雄
日本活断層学会	宇根 寛	堤 浩之
日本機械学会	岸本喜久雄	大室孝幸
日本気象学会	岩崎俊樹	筆保弘徳
日本救急医学会	中川 隆	本間正人
日本計画行政学会	山本佳世子	堂免隆浩
日本建築学会	時松孝次	市古太郎
	真木康守	
日本原子力学会	宮野 廣	小原 徹
日本古生物学会	北村晃寿	真鍋 真
日本コンクリート工学会	谷村幸裕	衣笠秀行
日本災害看護学会	山本あい子	神原咲子
日本災害情報学会	中村 功	沼田宗純
日本災害復興学会	中林一樹	大矢根淳
日本自然災害学会	高橋和雄	川池健司
日本森林学会	坪山良夫	大丸裕武
日本地震学会	加藤愛太郎	久田嘉章
日本地震工学会	室野剛隆	楠 浩一
日本地すべり学会	後藤 聡	福岡 浩
日本自治体危機管理学会	市川宏雄	佐々木一如
日本集団災害医学会	小井土雄一	近藤久禎

日本造園学会	篠沢健太	小野良平
日本第四紀学会	小野 昭	須貝俊彦
日本地域経済学会	鈴木 誠	池島祥文
日本地球惑星科学連合	高橋幸弘	田中賢治
日本地質学会	斎藤 眞	堀内昭子
日本地函学会	小荒井衛	宇根 寛
日本地理学会	春山成子	熊木洋太
日本都市計画学会	中井検裕	吉田 充
日本水環境学会	伊藤光明	鎌田素之
日本ロボット学会	吉見 卓	栗栖正充
農業農村工学会	青山咸康	鈴木尚登
廃棄物資源循環学会	吉岡敏明	森口祐一

別表4 設立時の役員 幹事、監事

代表幹事	日本学術会議会員	和田 章
代表幹事	土木学会会長	廣瀬典昭
副代表幹事	日本学術会議会員	依田照彦
副代表幹事	日本建築学会副会長	時松孝次
幹事	日本学術会議連携会員	浅見泰司
幹事	日本集団災害医学会代表理事	小井土雄一
幹事	日本学術会議会員	小松利光
幹事	日本自然災害学会会長	高橋和雄
幹事	日本地球惑星科学連合理事	高橋幸弘
幹事	日本学術会議連携会員	田村和夫
幹事	土木学会専務理事	塚田幸広
幹事	地盤工学会会長	東畑郁生
幹事	日本気象学会	筆保弘徳
幹事	日本地震工学会会長	目黒公郎
幹事	廃棄物資源循環学会理事	森口祐一
幹事	日本計画行政学会理事	山本佳世子
幹事	日本学術会議連携会員	米田雅子
監事	日本学術会議会員	吉野 博

別表5 事務局長

事務局長	日本学術会議連携会員	米田雅子
事務局長	土木学会専務理事	塚田幸広

両事務局長は協力して防災学術連携体の事務局の運営を担うが、当分の間、米田雅子事務局長の主な所掌を全体調整・内外の連絡調整・ホームページ・経理等とし、塚田幸広事務局長の主な所掌をシンポジウム開催・各学会の防災関連委員会等の紹介事業とする。

平成27年度事業計画（案）

（平成28年1月9日～平成28年3月31日）

防災学術連携体

【事業の方針】

防災学術連携体を設立し、東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会の事業を継承する。日本学術会議と連携して、設立を記念するフォーラムを開催し、設立の意義を確認し、周知を図る。各学会の取組みを紹介するホームページを開設し、学会間の情報共有を図る。

【事業の計画】

1. 防災学術連携体の設立総会の開催
平成28年1月9日 11時から12時 日本学術会議 講堂
2. 日本学術会議と共催で学術フォーラムの開催
平成28年1月9日 13時から17時30分 日本学術会議 講堂
「防災学術連携体の設立と東日本大震災の総合対応の継承」
主催：日本学術会議、東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会、防災学術連携体
防災学術連携体の各構成学会の発表とディスカッション
3. 東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会の事業の継承
4. 幹事会開催 平成28年3月7日午前
緊急事態時の学会間の連絡網のあり方について検討
各学会の防災関連委員会・研究者のデータベースについて検討
5. 各学会の取組み等を紹介するホームページの開設
6. 学会間の情報交流、関係機関との情報交流 等

* 防災学術連携体 準備会について（平成27年9月14日～平成28年1月8日）

防災学術連携体を設立するために、東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会の幹事会が主となり、準備会を平成27年9月14日に立ちあげ、設立の準備を進めた。

準備会：代表幹事 和田章、副代表幹事 依田照彦

幹事 田村和夫、米田雅子（事務局長）、浅見泰司、目黒公郎、森口祐一

平成27年度収支予算(案)

(準備期間：平成27年9月14日～平成28年1月8日)

(平成28年1月9日～平成28年3月31日)

(単位：円)

科目	金額	
I 収入の部		
1 会費		
年会費	1,430,000	
収入合計(A)		1,430,000
II 支出の部		
設立準備費用(H27・9・14～H28・1・8)		
1 事業費		
(1) ホームページ開設費	300,000	
URL代、メール等通信費	10,000	
(2) 設立準備会		
資料代・お茶代	10,000	
事業費計		320,000
2 運営管理費		
事務局人件費		
アルバイト代(2名)	200,000	
交通費	10,000	
事務局管理費		
コピー代	40,000	
郵便・消耗品等	40,000	
運営管理費計		290,000
III 支出の部		
事業費(H28・1・9～H28・3・31)		
1 事業費		
(1) シンポジウム開催		
資料編集代	100,000	
資料印刷代	250,000	
会場設営・お茶代等	30,000	
(2) 設立総会		
資料代・お茶代	10,000	
(3) 幹事会		
資料代・お茶代	5,000	
(4) ホームページ		
更新費	60,000	
URL代、メール等通信費	10,000	
事業費計		465,000
2 運営管理費		
事務局人件費		
アルバイト代(2名)	260,000	
交通費	20,000	
事務局管理費		
コピー代	30,000	
郵便・消耗品等	30,000	
運営管理費計		340,000
3 予備費	15,000	15,000
支出合計(B)		1,430,000
当期収支差額(A)-(B)		0

平成28年度事業計画（案）

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

防災学術連携体

【事業の方針】

防災学術連携体の事業を軌道にのせるべく、防災連携委員によるネットワークを構築し、緊急時の学会間の緊急連絡網について協議する。ホームページを使った情報交流や情報発信を強化すると共に、防災に関わる政府や関係機関との連携を進める。各学会の防災関連委員会・研究者のデータベースづくりとその公開方法について検討する。日本学術会議と連携して、すべての構成学会が集まるシンポジウムを開催し、学会間の交流を図る。

【事業の計画】

1. 日本学術会議と連携し、防災学術連携に関するシンポジウムを開催：12月1日（木）
2. 定時総会開催：6月3日（金）午後。 全体会開催：9月12日（月）午後
（全体会は4の意見交換会と同日開催）
シンポジウムの企画、学会間の緊急連絡網や関係機関との情報交流の検討
各学会の防災関連委員会・研究者のデータベースについて検討
3. 幹事会開催（3回程度）
4. 防災に関わる関係省庁との意見交換会の実施：9月12日（月）午後
5. 各学会の取組み等を紹介するホームページの運営と内容の充実
6. 学会間の情報交流、関係機関との情報交流 等

【スケジュール】

平成28年度 防災学術連携体	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
シンポジウム（すべての構成学会参加）									● シンポジウム			
定時総会・全体会 （防災連携委員と特任委員）			● 総会			●						
幹事会				●			●					●
政府・関係機関との情報交流								● 関連省庁との意見交換会				
ホームページで各学会紹介、学会カレンダー等。防災関連の委員会等紹介の検討	-----											
学会間連絡、関係機関との連絡（メール等）	-----											

平成28年度収支予算(案)

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 収入の部		
1 会費		
年会費	1,430,000	
収入合計(A)		1,430,000
II 支出の部		
1 事業費		
(1) シンポジウム開催		
資料編集代	100,000	
資料印刷代	200,000	
会場設営・お茶代等	30,000	
(2) 定時総会・全体会		
資料代・お茶代	20,000	
(3) 幹事会(年3回開催)		
資料代・お茶代	5,000	
(4) 関係省庁との意見交換会		
資料代・お茶代	5,000	
(5) ホームページ		
更新費	240,000	
URL代、メール等通信費	30,000	
事業費計		630,000
2 運営管理費		
事務局人件費		
アルバイト代(2名)	480,000	
交通費	30,000	
事務局管理費		
コピー代	120,000	
郵便・消耗品等	70,000	
運営管理費計		700,000
3 予備費	100,000	100,000
支出合計(B)		1,430,000
当期収支差額(A)-(B)		0